教育と福祉の連携による家庭教育支援モデル事業について

■事業概要

大阪府ではこれまでより学校・家庭・地域が連携・協働した「教育コミュニティづくり」の取組みを推進し、家庭教育を支援してきた。特に、家庭教育についての講座等に参加しない保護者に対しては、訪問型家庭教育支援に取り組んできた。その中で、課題を抱える家庭に対しては、教育だけでなく福祉部局等と連携し、乳幼児期から学齢期に至る継続した保護者支援と家庭の教育力の向上を図る取組みを行う必要性を感じた。そこで市町村における教育と福祉が連携した取組みの充実促進を図るため、本事業に取り組むこととした。事業実施にあたっては、これまで府の委託を受け訪問型家庭教育支援を進めてきた3市町に引き続き委託するとともに、新たに取組みを始める貝塚市に事業委託。4市町では、以下のとおり、訪問型家庭教育支援を含む、教育と福祉の連携による家庭教育支援の取組みを進めている。

**■委託市町の取組みについて**

**能勢町　（福祉部主導型）：福祉部主導により、教育委員会と連携**

**○教育と福祉の連携について**

・子どもの未来応援センター（市区町村子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センター）にて相談窓口をワンストップ化し、妊娠期から学齢期にわたる総合的相談を、福祉部局を中心に教育委員会、学校、生活困窮自立相談支援機関、社会福祉協議会等の関係機関と連携を図りながら実施する。

・福祉部局と教育委員会がそれぞれ作成したスクリーニングシートの結果を突合し、それぞれの実施機関のみでは把握できなかった「気づき」や「変化」を支援につなげ、支援が必要な子どもや家庭の早期発見、早期支援の仕組みを構築する。

**○取組み内容**

・福祉部局が主体となり、**家庭教育支援チーム「ほっこり」が就学前の年長児から小学校5年生までの全家庭を学期に1回訪問**。

・訪問家庭の児童生徒の把握、児童生徒に支援員を知ってもらうことを目的として、家庭教育支援チーム員が学校を訪問して交流する「ほっこり週間（1週間）」を設定。

・支援が必要な子どもや家庭を、適切な支援につなげるため、福祉部局においては福祉版スクリーニングシートを、教育委員会においては学校版スクリーニングシートを導入。

・**教育委員会と福祉部局と共同で夏休み元気広場を開催し、子どもの居場所を提供。家庭教育支援チーム員がボランティアとして参画。**

**泉大津市（教育委員会主導型）：教育委員会の主導により福祉部局と連携**

**○教育と福祉の連携について**

・要保護児童対策地域協議会の調整会議に、家庭教育支援担当指導主事も参加する。特に「要支援」の家庭を中心に家庭教育支援の観点で協議を行うとともに、家庭訪問型支援への接続をめざす。

・子育て等に関するテーマでの講演をはじめとした「フォーラム」を福祉部局と合同で開催し、課題を抱える保護者だけでなく、市域全体（近隣地域を含む）の保護者を対象に学習機会を提供する。

**○取組み内容**

・**学校や福祉部局から訪問支援の依頼ののち家庭教育サポーターが訪問する、家庭訪問型支援**による保護者のエンパワメント

・**学校に家庭教育サポーターを配置する学校配置型支援**による早期発見・早期対応

・全戸訪問型による課題を抱える家庭の掘り起こしならびに早期対応

・**月１回（原則、第１月曜日）開催するサポーター会議**において、サポーターが行っている支援の具体的な進捗状況をチーム全員で共有、今後の支援方針についての協議を行う中で、チームリーダーによる各サポーターの悩みや課題についての指導・助言を行う。

資料３

**阪南市（青年期まで支援型）：学齢期以降の引きこもり等についても福祉と連携して支援**

**○教育と福祉の連携について**

　庁内の会議体を活用して、各家庭に関する情報を共有する仕組みづくりに取り組む

・共生の地域づくり推進事業　庁内連携会議

・丸ごとネットワーク推進会議

・こども関係機関連絡会

**○取組み内容**

・**適応指導教室を拠点**に家庭教育支援チームが課題を有する家庭を訪問する等により支援

・福祉部局と合同での親学習の開催

・家庭教育支援チームのＳＳＷがＣＳＷと連携し、家庭の課題解決のための地域の資源を活用

・**丸ごとネットワーク推進会議により、大人の引きこもりなどの市の課題について家庭教育支援チームが共有し早期発見早期対応を図る。**

***貝塚市（スタートアップ型）：まず1小学校区で実施し、その成果を他校区へ周知啓発***

***○教育と福祉の連携について***

*・市において2020年からはじまる「子ども家庭総合支援拠点（子ども福祉課）」と「子育て世代包括支援センター（健康推進課）」における教育（学校・幼稚園・教育委員会）の効果的な役割及び取組みについて研究する。*

*・地域人材で子育てに専門性のある家庭教育支援員（元福祉職員、元教員、子育て経験者等）による「乳幼児子育て相談から中学校への進学を含む小学校の教育」相談等の実施から得られた知見を活用し、効果的な幼小連携と非認知能力育成の取組み方法について研究する。*

***○取組み内容***

*・****市内の一小学校区で先行的に実施****。その小学校区において家庭教育支援チームを組織し、教育相談支援体制を構築する。*

*・教育・子育て相談窓口の設置*

*・中央小学校（週2回 電話相談・来校相談・家庭訪問）*

*・中央小学校児童保護者及び中央幼稚園園児保護者支援（家庭訪問等）*

*・未就学児子育て相談（月1～２回）*

*・子ども食堂（4回）開催時の子育て相談　【中央小学校】*

***・人形劇によるイベント開催時の子育て相談（9月*）**

■協議題

「教育と福祉が連携した家庭教育支援の取組みを始めるためのポイントについて」

今後、新たな市町村でも、教育と福祉が連携した家庭教育支援をすすめるためにどのようなことに取り組んでいったらよいか、これまでの経験からご意見いただきたい。